

# 中小企業新事業活動促進法

## 背景

中小企業創造活動促進法の期限到来  
 中小企業施策体系の複雑化  
 中小企業施策の骨太化を行った

## 特徴

「新連携」支援を新たな柱として加えた  
 創業の支援  
 経営革新の支援  
 新連携の支援  
 技術革新の支援  
 地域における支援

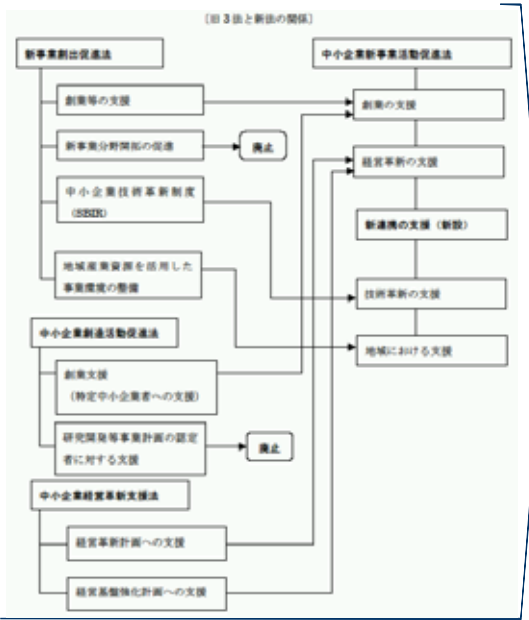
5つの柱

- (1) 中小企業創造活動促進法
- (2) 新事業創出促進法
- (3) 中小企業経営革新支援法

旧3法

中小企業を支援する旧3法律を整理統合

## 旧3法との比較



## ①創業の支援

対象  
 創業しようとしている方  
 創業5年未満の方

支援内容  
 最低資本金規制の特例  
 信用保証協会による信用保証  
 中小企業基盤整備機構による債務保証制度  
 設備投資減税  
 留保金課税の停止  
 エンジェル税制  
 中小企業投資育成株式会社法の特例

## ②経営革新の支援

対象  
 経営革新に取り組む中小企業者、組合等

経営革新計画  
 経営革新  
 新商品の開発または生産  
 新役務の開発または生産  
 商品の新たな生産または販売の方式の導入  
 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動  
 知事の承認

経営の相当程度の向上を図る 数値目標 付加価値額 3～5年、年3%以上

支援内容  
 補助金  
 政府系金融機関による低利融資  
 信用保証の特例  
 課税の特例  
 高度化融資制度  
 中小企業投資育成株式会社法の特例

## ③新連携の支援

対象  
 2社以上の異分野の中小企業  
 連携して新たな事業活動に取り組む方

新連携支援地域戦略会議(戦略会議)  
 全国9箇所 計画作成の支援  
 事業化・市場化の支援  
 異分野連携新事業分野開拓計画 国の認定

支援内容  
 新連携対策補助金  
 連携体構築支援事業 上限329万円  
 事業化・市場化支援事業 上限2500万円  
 政府系金融機関による低利融資  
 信用保証協会による信用保証  
 設備投資減税  
 高度化融資制度

## ④技術革新の支援

対象  
 新技術に関する研究開発のための補助金等を受けたもの

支援内容  
 特許料の減免措置  
 中小企業金融公庫による低利融資  
 信用保証協会による信用保証  
 中小企業投資育成株式会社法の特例  
 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

SBIR

## ⑤地域における支援

支援内容  
 地域プラットフォームによる支援  
 高度技術産学連携地域の活用  
 中小企業基盤整備機構が管理する団地の利用